

感染症の予防及びまん延防止の対策指針

株式会社メディカルケア一光

1、感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

利用者の健康と安全を確保するために、介護サービス事業者として、感染症の予防に努め、感染が発生した場合でも感染が拡大しないよう速やかに対応する体制を構築するとともに、適正な感染対策の取組みを行い、利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

2、感染症の予防及びまん延防止のための体制

- ①感染対策委員会を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策に取り組む。
- ②感染対策委員会は、事業所管理者・施設長等、感染対策の知識を有する者で構成する。
- ③感染対策委員会は、概ね6ヶ月に1回以上定期的に開催する。
- ④感染対策委員会の役割は、利用者と従業者の健康状態の管理に努め、「感染症の予防及びまん延防止のための対策指針」を整備・更新する。
- ⑤事業所内感染対策に関する従業者への研修・訓練等は、年に2回以上定期的に実施する。

3、平常時の対策

利用者や従業者を感染から守るため、感染拡大のリスクを低減するために、平常時から標準予防策（スタンダードプリコーション）を徹底する。

- ①手指消毒（1介助、1手洗い、1消毒）
- ②个人防护具（手袋、マスク、ガウン、フェイスシールド等）の使用
- ③呼吸器衛生（咳エチケット）
- ④環境整備（整理整頓、清掃、感染性廃棄物の処理）

4、発生時の対応

- ①事業所内で感染事例または感染の疑いのある事例が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に則り、発生状況の把握に努め、事業所はその内容等について全職員に周知する。
- ②感染拡大の防止として、生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）、適切な消毒薬の使用、濃厚接触者への対応、ケアの実施内容・方法の確認し事業所内で共有する。
- ③医療機関や保健所、サービス事業所等と情報共有し、連携して感染拡大の抑制に努める。
- ④感染症又はそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態やケア内容の記録を残す。

5、本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、利用者・家族や関係機関により希望があった場合には、すぐに閲覧できるよう事業所内で書面掲示またはホームページで公表する。

<附則>

この指針は、令和8年4月1日から施行